

2010年度事業計画（主要研究計画）

9月16日に開催された第61・62回理事会、第54回評議員会において、連合総研の2010年度の事業計画が承認された。本年度の研究テーマは以下の通り。

記

1. 継続して実施する調査研究

（1）経済社会研究委員会

（主査：小峰 隆夫 法政大学教授）

本研究委員会は、日本の経済・社会情勢を分析し、生活のゆとり・豊かさ、社会的公正の視点に立ち、経済・社会政策の提言を行うことを目的として、連合総研発足以来、常設の研究委員会として活動を続けている。

2010年度は、引き続き中長期的視点に立ったマクロの経済状況、勤労者の雇用・生活状況、さらに2009年度に分析した企業行動の変化などにも着目しつつ、各労働組合の方針策定や労使交渉の基礎資料となるデータの提供と問題提起に努め、研究委員会の助言の下に「2011～2012年度・経済情勢報告」を取りまとめる。

また、さまざまな政策の実施効果も見込めるような、中期的なシミュレーションのあり方についても検討を行う。

（研究期間：2010年10月～2011年9月）

（2）勤労者短観調査研究委員会

（所内研究プロジェクト）

本調査研究は、勤労者生活の質の現状について、年2回（10月、4月）、「勤労者の仕事と暮らしのアンケート調査」（「勤労者短観調査」）を勤労者モニター（約1000人）に実施し、景気、家計消費、雇用などの主要な生活関連活動の動向、またその時々々の生活・労働の問題点について調査し、政策課題等への資料となる論点を報告書に取りまとめ、公表してきている。

2010年度は、2010年4月調査のスタイルを定着化させる方向で、定点観測を行う項目と設問の整理、時系列比較が可能となるようなD・I指標によるデータ表示、などについてさらに精度を高めるとともに、ネット調査の導入による、調査対象者の拡大、集計の迅速化について取り組む。

（研究期間：2010年10月～2011年9月）

（3）＜シリーズ研究＞ 21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会（Ⅲ）

(主査：中村 圭介 東京大学教授)

本研究は、労働組合活動の現状について、主として労働現場における組合活動を基本として、労働組合の活動の実態、新しい動き、組合員との関係など労働組合運動の実践的課題を明らかにする5年程度を目途にしたシリーズ研究である。調査研究の進め方としては、組合活動の実態について研究委員会主査と連合総研研究員によるヒアリング調査等で把握し、職場における活動を中心に労働組合活動の現状と課題についての事例報告を取りまとめる。また、この研究調査結果について職場役員、職場組合員に向けた労働組合必携本シリーズに編纂することをめざす。

2007年度(研究Ⅰ)は、「組織戦略と非正規労働者」、2008年度(研究Ⅱ)は「地域労働運動」についてヒアリング調査を行い、それぞれ報告書を取りまとめた(教育文化協会から新書版労働組合必携本シリーズとしてそれぞれ刊行)。

2009年度(研究Ⅲ)については、労働組合活動の基本的機能である「労働協約とストライキ」をとりあげ、単位組合における労働協約締結の状況、その中でのストライキ条項の内容、その条項についての組合活動での教育現状、ストライキ実施の場合の戦略と戦術の態様などについてのヒアリングを行うこととした(研究委員会のスタートは2010年9月)。

2010年度においては、各単組リーダー・担当者にヒアリングを実施し、労使紛争の背景、争点となった課題と状況、労働組合の対応、収拾後の職場や組合の状況などを明らかにするなかで、労使交渉において不満、あるいは納得がいかない場合の労働組合活動のあり方について、実践的な課題を提起していくことをめざす。

(なお、「シリーズ研究Ⅳ」のテーマについては、「Ⅲ」の研究がまとまった段階で改めて設定することとする。)

(研究期間：2010年9月～2011年9月)

(4) 日本の職業訓練・職業教育事業に関する研究委員会

(主査：今野 浩一郎 学習院大学教授)

今回の戦後最大の不況により2009年夏には失業者数が約350万人を数えているが、これら失業者に対する離転職・職業訓練事業は、委託訓練を含めても数十万規模にすぎず、多くの失業者は個人努力による再就職活動を強いられている。一方、国の職業訓練策は近年、民間委託を重視し、公的訓練施設の縮小が進み、その民間委託の事業の効果についても疑問が呈されている。そして民間企業における人材育成・能力開発事業は、90年代半ば以降、停滞・縮小傾向にある。

勤労者の人材育成、能力開発は、グローバル化のなかでの企業競争、新産業育成において中長期的に極めて重要と指摘されているが、日本の人材育成・能力開発事業の現状は、公的事業、民間企業ともに貧弱な現状にある。とくに、世界同時不況での失業者増大に対し、その就職・就業を促進する離転職者の職業訓練・職業教育事業の強化が必要になっている。

本調査研究は、在職者、失業者、新規学卒者・未就業者の対象者別に職業訓練事業の現状

と問題点を分析する中で、国等の公的職業訓練、事業団体の職業訓練など社会的に職業能力の形成をはかる新しい職業訓練・職業教育のあり方について検討する。とくに失業者・転職者の職業訓練について、政労使3者の協力による新たな職業訓練のあり方を討議する。

2009年度においては、海外における職業訓練の実態、関係省庁の施策、中小企業団体や専門学校との取り組みなどについてヒアリングを行うとともに、本委員会の対象分野として、国や自治体を実施する訓練と、個別企業が行う訓練の中間に位置する領域（「新たな公共」訓練ともいべきもの）に絞ることを確認した。

2010年度は、上記の確認にもとづいて、企業団体や自治体、学校などの連携による訓練の事例を中心にヒアリング調査を実施し、さらに職業教育のあり方も含め、提言を行っていくこととする。

（研究期間：2009年10月～2011年9月）

（5）国の政策の企画・立案・決定に関する研究委員会

（主査：伊藤 光利 関西大学教授）

日本における国の法・制度などの政策の立案・決定は、これまでは担当省庁の行政当局が関係者の意見を聴取しながら企画・立案（法案化）し国会議決となる場合が多く、一部は議員立法で制定されている。2001年中央省庁改革以降には総理大臣の基本方針に従い省庁が立案する場合も生じている。最近では、政党が政権公約としてマニフェストを公表し、選挙結果によって政党・議員が立案し、国会決定される可能性が高まっている。

しかし、いずれの場合の政策の企画・立案においても、どのような意見が重視され、立案されたかの経過は一般国民にわかり難い不透明な現状がある。社会保障制度の改革問題に見るように、今後は国民の政策選択が経済社会の質を左右する政治状況を迎えており、政策の企画・立案・決定のあり方が重要になっている。

本調査研究では、日本の国レベルにおける政策の企画・立案・決定について、行政（内閣官房、各府省）中心の従来のある方から、新たに政党マニフェスト等による政治主導の政策の企画・立案に移行した場合には、政策の立案および国会決定がどのように変わるか、政策の企画・立案における重視要素、意見採択の判断内容等ではどのような差が生まれるかなどについて解明・分析し、国民に開かれた政策の立案・決定となるための課題について検討し、報告書にまとめることとする。研究対象としては労働法改正関係、社会保障関係、地方分権関係等で争点となる事例を設定して検討し、労働組合や国民の議論を促すものとなるように工夫する。

2009年度には、各委員会委員の問題提起を中心に進め、問題の枠組みを整理するとともに、とくに鳩山内閣時代の政策決定プロセスについて検証を試みた。（その成果の一部は、年内に中間報告としてとりまとめる予定。）

2010年度においては、雇用・社会保障政策、予算編成、地方分権などのテーマについて、関係省庁、政党、労働組合をはじめ関係者にヒアリングを実施し、何が変わり何が変わら

ないかについて実態を明らかにするとともに、なお試行錯誤が続くであろう政策決定プロセスについて、課題提起を行っていく。

(研究期間：2009年10月～2011年9月)

(6) 連合総研・同志社大学 ITEC の共同研究<医療人材に関する研究Ⅱ>

(主査：中田 喜文 同志社大学教授)

「研究交流に関する覚書」(2008年6月6日)を締結した同志社大学技術・企業・国際競争力研究センター(略称：同志社大学 ITEC)と共同して、2008年度には「医療人材(看護師)に関する研究Ⅰ」を実施した。連合総研内に医療関連労働組合、看護協会、学識者および ITEC 研究者からなる「医療人材研究委員会」を設置し、委員の報告、ITEC 研究者の研究報告、医師、看護医療研究者からの看護師問題に関する研究報告等を受けて討議した。この討議を踏まえて、主査が総括論文、委員が委員論文を執筆し研究報告書をまとめた。

2009年度の ITEC との共同研究は、「医療人材に関する研究Ⅱ」をテーマとし、研究内容としては、主として急性期医療病院における医師、看護師等のチーム医療の現状と労働条件、人手不足問題に焦点をあて、病院医療における医療人材の労働条件の現状と問題点を分析し、病院医療における適切な人材の確保・育成問題について改善提言を行うこととし、医療現場における医師などの勤務実態、それを取り巻く医療システムの問題点、などについてヒアリングを実施し、課題の整理を行ってきた。

2010年度は、さらに焦点を絞り込み、①適正な労働・生活条件の実現、②チーム医療の再編、③スキルの獲得・向上などの課題について実態把握と検討を行い、今後の医療人材のあり方について提言を行うこととする。

(研究期間：2009年10月～2011年3月)

2. 新たに実施する調査研究

(7) 企業行動・職場の変化と労使関係に関する研究

経済のグローバル化やIT化のもとで、日本の企業経営や労使関係も改革すべきだという議論が提起されて、すでに十数年を経過している。とくに1997年の金融危機以降、企業経営は、長期利益から短期利益重視へ、従業員利益から株主利益重視へとシフトし、従来の人件費抑制に加えて、正社員から非正社員への代替が進められた。即戦力という人事政策に伴って賃金制度も成果・業績重視にシフトし、そうした人事政策の変化が、中長期的には企業の生産性や「現場力」にマイナスの影響を与えるとの指摘もなされた。一方、上記の変化は労使関係にも大きな影響を及ぼしており、低下傾向を続ける賃金水準、ますます個別化する労働問題、格差と貧困に直面している非正規雇用問題などに対して、労働組合が十分に対応し切れていないことも指摘されてきた。

2008年の‘リーマン・ショック’は、それまでの企業経営のあり方に改めて見直しを迫ることとなり、従業員重視や企業内訓練重視の傾向を示すデータも紹介されているが、全体としてどういう方向に向かうかは、まったく予断を許さない状況だといえる（連合総研が実施した「イノベーションの創出」の研究は、職場における「相乗り」型という特徴を見いだしたが、その将来については今後の研究に委ねられている）。

労使関係、とくに集団的労使関係の今後のあり方を探っていくには、①企業行動と人事制度、②労働・生産過程と職場集団、③労働者個々人と労働組合、それぞれの分野の分析にとどまらず、相互の連関を捉えていくことが重要になっている。

本委員会では、1)まず、各分野におけるこれまでの研究成果を整理した上で、企業労使に対するヒアリング、アンケートによって、最近10年間程度の変化について調査する。2)さらに、その実態から問題点を明らかにし、今後の労使関係のあり方、労働組合の職場活動のあり方などについて課題提起を行っていく。

(実施期間：2010年10月～2013年3月)

(8) パート労働法改正の効果と影響に関する調査研究

2007年のパート労働法改正は、不十分ながら差別禁止規定が明記されるなど、1993年の法制定以来、初めての本格的改正といえるものであった。努力義務化された項目も多岐にわたっているが、他方で、パート労働者を4つの区分に分けて様々な措置を講ずることなど、その運用面での課題を当初から指摘されていた。法改正から2年余を経過して、法改正の趣旨は労働現場にどの程度周知され、生かされているのか、実務上の問題点は何なのか、改正法の趣旨を徹底するには何が求められているのか、などの点が改めて問われている。

本委員会では、企業労使に対するヒアリング、アンケート調査を通じて現状と問題点を浮き彫りにし、パート労働法見直しに向けた課題提起を行う。また、調査研究結果については、フォーラムの開催などを通じて広く周知をはかる。

(実施期間：2010年10月～2011年9月)

(9) 緊急雇用対策・生活支援政策等の活用状況に関する調査研究

(所内研究プロジェクト)

2008年の‘リーマン・ショック’は、国内における生産縮小と失業増大を招いただけでなく、多くの非正規労働者を直撃し、失業と同時に住居を失ったり、雇用保険のセーフティネットから除外され生活保護給付に頼らざるを得ないなど、これまで見られなかった雇用＝生活危機を浮き彫りにした。労働組合の要請行動などもあり、政府は雇用調整助成金の要件緩和をはじめ緊急対策の実施を決定した。その後、景気の回復に伴って、失業率や有効求人倍率などの雇用指標も改善してはいるが、若年未就業者の増加、長期失業者の滞

留など、依然として深刻な状況が続いている。この間の政府の緊急雇用対策、生活支援策がどこまで有効であったのか、その実効性確保のための課題は何なのか、とくに非正規労働者や若年労働者の活用状況について、当事者および支援団体へのヒアリング・アンケート調査を通じて、課題を明らかにしていく。また、調査結果については、連合や関係団体の政策要求に生かされるよう働きかけを行う。

(実施期間：2010年10月～2011年9月)

(10) 協同組合の新たな展開に関する研究

＜中央労福協からの受託研究＞

現在の日本は、市場原理主義的政策によってセーフティネットが破壊され、貧困・格差の顕在化という社会危機に瀕しているにもかかわらず、協同組合は、本来の相互扶助機能を十分に発揮できていない。「助け合い」や「自立・共助」を出発点とする公益の重要性が高まっている今だからこそ、この協同組合の本来の機能を改めて見直す必要がある。同時に、協同組合間の連携や、2012年を「国際協同組合年」とする国連総会宣言で謳われているような協同組合の国際間協力など、協同組合の新しいあり方について考える段階にきている。

連合総研と中央労福協は、関係団体とともに勉強会を開催してきたが、2010年度において委員会を設置し、関係団体や各方面の研究者とともに実態把握と課題整理を行いながら①伝統的な協同組合理念である共助・共益を超えた協同組合の役割、連携のあり方、②社会的経済（連帯経済）を推進する他の「社会的企業」との関係、連携のあり方などについて検討を深めていくこととする。

(研究期間：2010年10月～2011年9月)

(11) その他、当面の政策課題に対処した機動的調査研究テーマの設定

上記の他、必要と判断される重要な政策課題について、連合総研研究員を中心とした所内研究プロジェクト等を機動的に設置し、調査研究を行う。とくに、雇用や社会保障の分野における政策については、必要に応じて短期的な調査研究を行っていく。また、アジア諸国における動向を踏まえ、各国の労働関係研究機関との連携を深め、日本との比較研究の実施などについて検討を行っていく。

3. 調査研究の受託等

連合総研の活動目標に合致する調査で、かつ勤労者の生活改善に資する課題については、連合および労働組合等からの委託研究、また行政機関等の各種研究助成等による調査・研究活動に積極的に取り組む。

4. シンポジウム・報告会等の開催

(1) 「連合総研フォーラム」の開催

連合総研設立以来の年次経済報告書である「経済情勢報告」の発表と討議の場としての「連合総研フォーラム」を、中央、地方において開催する。

(2) 研究成果の報告会等の開催

各研究委員会での報告がまとまった段階で、労働組合、有識者、市民等を対象に、適宜シンポジウム・ワークショップ・報告会等を開催し、研究成果の普及に努めるとともに、政策提言・問題提起についてアピールしていく。地方においても労働組合組織と連携して、報告会等の開催を企画し、着実に実行する。

(3) 時宜に適ったテーマに関するシンポジウム等の開催

必要に応じて、時宜に適ったテーマについてシンポジウム、フォーラム等を開催し、意見交換や問題提起を行うとともに、可能なものについてはブックレットとして公開する。

5. 単行本の刊行・DIO等の広報活動の強化

(1) 報告書・単行本の発行

研究成果を広く世に問うという視点から、報告書の内容の充実に努め、必要に応じ報告書の書籍出版を進める。

(2) 広報誌『DIO』の発行

現状に対する考察や研究課題に対する解釈などの研究者の提言・コメント、連合総研の研究活動についての報告・紹介、また研究員等の動向分析、報告・提言等を内容として、連合総研レポート [DIO] を毎月発行する。その編集にあたっては、調査・考察が必要になっている時々の課題に対する、研究者のコメント・評論を掲載するように努める。

(3) ホームページによる内外への情報発信の充実強化

連合総研ホームページを適時にリニューアルし、研究報告書概要、アンケート調査結果の紹介など、タイムリーな情報発信に努め、内容の一層の充実をはかる。

なお、英文のホームページには、連合総研の研究活動の最新情報や英文版報告書概要を掲載し、海外への情報発信に努める。

6. 情報提供・講師派遣

研究者、労働組合、勤労者等の研究調査・学習等の便宜をはかるため、連合総研が保有する資料やデータを、要請に応じ可能な限り提供する。講師派遣などについても、要請に応じ積極的に対応する。

また、ホームページの運営や賛助会員制度などを活用し、広く情報提供活動を推進する。

7. 研究評価・ニーズ調査の実施、研究体制の整備

調査・研究活動結果については、所内研究成果報告会、ワークショップ、連合政策関係局との交流会、マスコミ論説委員・解説委員や労働ペンクラブとの意見交換会などを開催し、研究報告に対する忌憚のない評価のための活動を行うとともに、PDCA サイクルを展開する。

また調査・研究ニーズの把握に向け、政策研究委員会、政策懇談会では、研究者・専門家・労働組合リーダーからの意見、問題提起を受けるとともに、連合の政策委員会、本部各部局および構成組織との交流を密にし、重点的運動課題や政治・経済・社会の今日的課題の把握に努める。さらに報道関係者との懇談会などを開催し、外部からの視点を含め幅広く意見交換を行う。

少数ながらも現場に立脚した存在感のあるシンクタンクをめざし、所員各人の能力開発に努めるとともに、絶えざる業務改善、やりがい高める任務分担体制など、効率的で質の高い研究成果につながる環境条件の整備に努める。

8. 連合総研ゆめサロン：若手研究者とのネットワークの拡大強化

連合総研の研究活動の重要な基盤である外部の研究者、専門家とのネットワークをより一層拡大強化することをめざし、とくに若手研究者とのネットワーク拡大を意図的に進める。その一環として、連合総研所員、労働組合運動政策担当者と研究者、専門家との自由・闊達な対話とサロンの交流の場として、「連合総研ゆめサロン」（年 4 回程度開催）を引き続き企画し、その開催を行う。

9. 内外労働関連研究機関との交流

(1) 国内労働関連研究機関との交流促進

労働関係シンクタンク交流フォーラム、地方総研など、労働に関わる研究活動に従事している他の研究機関との交流活動を積極的に進める。

(2) 海外労働関連研究機関との交流促進

労働に関わる研究活動に従事している海外研究機関との交流活動を積極的に進める。

10. ソーシャル・アジア・フォーラム事業の継続的発展

ソーシャル・アジア・フォーラムは、日本・韓国・台湾・中国の労使関係研究者、労働組合指導者が、個人参加方式を原則として毎年一堂に会し、社会的課題や労働問題に関する自由な討議と意見交換を目的として、1994年から継続的に開催されてきた。2010年11月には第15回フォーラム（台北）、さらに次年度は日本での開催が予定されるなど、着実に発展してきている。

近年、「東アジア共同体構想」が提唱されるなど、世界の成長セクターとしてのアジアに注目が集まっており、その社会的側面についての研究や相互討論を通じ、次代を担う若手メンバーを含めた研究者・労使関係者間の幅広い人的ネットワーク形成の重要性が増している。

以上の背景から、連合総研としてはその公益事業活動の一環として、ソーシャル・アジア・フォーラムのさらなる持続・発展をめざす立場から、関係団体等からの協力を得ながら、日本側事務局・会計機能を順次担っていくこととする。

11. 所内研鑽活動の充実強化

連合総研所員の研鑽活動の一層の充実強化をはかる。自主的な勉強会、外部の研究者、専門家を招いての所内勉強会などの取り組みに加えて、連合総研研究員の学会・外部研究会への参加、および自主研究を促す助成措置（個人研究助成制度）を引き続き行う。また職場訪問、工場見学なども企画・実施し、現場の問題意識などについての見聞を深める活動に取り組む。

12. 賛助会員制度の充実

賛助会員制度の充実強化や情報提供を進める。引き続き団体会員の拡大をめざすとともに、個人会員、とりわけ連携する国会議員を含めた一層の会員拡大に継続的に取り組む。

13. 連合総研エコ・オフィス実践の取り組み

C02・90年比マイナス6%達成目標（京都議定書第一約束期間：2008～2012年）をめざし、連合総研の事務所における省資源・省エネルギー、ごみ減量化等、環境への負荷を低減する着実な取り組みを所内一体となって引き続き推進する。

14. 「公益財団法人」への移行認定申請の取り組み

連合総研は、設立20周年「中期ビジョン」（2007年・9月）の中で、『多様な主体が豊かな「公」を創り出す時代に向け、より社会に開かれた働く者のシンクタンクとして活動充実をめざす』ことを掲げてきた。

一方、民間非営利セクターの活動充実を図る目的で、2008年12月より新しい公益法人制度が施行され、既存の公益法人は2013年11月末日までに、あらためて公益法人認定を申請するか、一般法人として認可申請するかを選択が迫られており、手続きを行わない場合は解散したものと見なされることとなっている。

連合総研としては、新制度への対応を行うため、諸準備作業に着手するとともに、連合および関係団体とも連携しながら検討を進めてきた。その結果、連合総研は「公益財団法人」への移行認定申請を行うこととし、本理事会・評議員会（9/16）を起点に、一連の機関決定・諸手続の実務を開始することとする。（詳細は、別号議案）

以 上